

(平成25年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

厚生年金関係 8件

関東（新潟）厚生年金 事案 7909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C案内所における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月1日から同年2月5日まで
厚生年金保険の記録では、申立期間の前後で、B社のC案内所から同社D案内所に異動し、申立期間の記録が無いが、入社後からD案内所に勤務しており、異動はしておらず、この期間も継続して勤務していた。調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社総務人事部から提出された人事カード、複数の同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社D案内所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年2月5日に同社D案内所で被保険者資格を取得している9人（申立人を含む。）は、全員が同年1月1日に同社C案内所で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、このうちの照会可能な3人は、申立期間以前から同社D案内所で継続して勤務していたと供述していることから、同社D案内所に勤務する社員の厚生年金保険については、申立期間以前は、適用事業所である同社C案内所の被保険者として加入させていたものと推認できる。

さらに、前述の同僚のうちの複数の者が、「申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C案内所における昭和38年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月1日から同年10月1日まで

私は、昭和59年4月からC事業所の非常勤職員として3年間はD職、続く6か月間はE職という勤務形態で平成9年9月まで繰り返し勤務してきた。

申立期間は、E職からD職へ切り替わり引き続き勤務していた期間なので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された申立人に係る人事記録、平成3年度の出勤簿及び申立人から提出された在籍証明書から判断すると、申立人は、平成3年4月1日からC事業所F部のD職として継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において申立人と同じく3年ごとに厚生年金保険の加入を繰り返していたことが確認できる複数の同僚は、「D職として勤務していた期間は、厚生年金保険に加入していた。事業所から厚生年金保険に加入するか否か聞かれたことは無く、勤めたときから厚生年金保険料は引かれていたと思う。」と供述していることから、申立期間当時、B事業所は、D職を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、オンライン記録及び上記人事記録により、申立人は、B事業所

でD職として勤務していた期間は、申立期間を除き、いずれも厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、B事業所は、「E職は厚生年金保険に加入させていないが、D職は原則、厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてB事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記人事記録及び申立人の平成3年10月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 7912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和54年9月にA社に入社し、同年12月にグループ会社のB社を退職するまで継続して勤務していた。その間の勤務形態や給与などの変更は無かった。

継続して勤務していたのは間違いないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「昭和54年11月1日に会社名は変わったが、同じ仕事をして同じ給与をもらっていたので保険料も引かれていたと思う。」と供述している上、当時のB社の事業主は、「給与は滞りなく支給されており、1か月分だけ控除しないということは考えられない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 7913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和53年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月21日から54年5月1日まで
昭和53年8月にC社に入社し、同年11月21日付けで、A社に移籍した。保管していた給料支払明細書を提出するので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及び同社の関連会社であるC社の回答、雇用保険の記録、同僚の供述及び申立人が保管していた申立期間に係る給料支払明細書により、申立人は、申立期間において両社に継続して勤務し（昭和53年11月21日にC社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書における厚生年金保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、登記簿謄本及び複数の同僚の供述により、申立期間当時から法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、申立期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、B社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の資格取得日はオンライン記録どおりの昭和54年5月1日と決定されていることが確認できる上、申立期間は申立事業所が適用事業所となるよりも前の期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7914

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 1 月から同年 6 月まで
② 平成 20 年 7 月

A社に勤務していた期間のうち、給料支払明細書における厚生年金保険料控除額と年金事務所からの通知に記載されていた保険料納付額が異なる期間があるため、調査の上、記録を訂正してほしい。

また、平成 20 年 7 月については、厚生年金保険料が納付されていないので厚生年金保険の被保険者期間ではないと指摘されたが、同年 7 月分の給料支払明細書において、保険料が控除されているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、申立人が保管していた給料支払明細書及び事業主が提出した給与所得に対する所得税源泉徴収簿により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、30

万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人及び事業主が提出した平成 20 年 7 月分給料支払明細書及び事業主の回答により、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人の記憶する退職日、事業主が提出した申立人の退職願の記載内容及び雇用保険の加入記録における離職日は、いずれも平成 20 年 7 月 20 日であり、オンライン記録と一致している。

一方、厚生年金保険法第 19 条によると、「被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法 14 条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の申立事業所における資格喪失日は、平成 20 年 7 月 21 日であり、申立人が主張する申立期間②は、厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年8月31日から同年9月1日まで
B社及びA社に勤務した期間のうち、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間はA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立てに係るグループ事業所に継続して勤務し（昭和57年8月31日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の記録における資格取得日がC健康保険組合の記録における資格取得日と同日の昭和57年9月1日となっていることから、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告

知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録については、申立期間①は13万円、申立期間②は10万5,000円、申立期間③は13万円、申立期間④は10万円、申立期間⑤は12万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 24 日
② 平成 16 年 8 月 13 日
③ 平成 16 年 12 月 24 日
④ 平成 19 年 8 月 13 日
⑤ 平成 19 年 12 月 24 日

申立期間①から⑤までについては、A社から賞与を支給され厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑤までに係る賞与の記録の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額は、申立人から提出された給料支払明細書（賞与）、源泉徴収票、課税証明書及び課税状況のデータにより確認できる賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は13万円、申立期間

②は 10 万 5,000 円、申立期間③は 13 万円、申立期間④は 10 万円、申立期間⑤は 12 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しているため照会できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書（賞与）で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 31 日から 34 年 2 月 7 日まで
年金事務所の記録によると、A社に勤務した期間について脱退手当金を受給したことになっているが、当時は年金に関することは親任せで何も知らず、脱退手当金を受給した記憶も無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 2 月 7 日から約 3 か月後の同年 4 月 23 日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後各 50 人の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性 49 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 45 人に支給記録があり、うち 44 人が資格喪失日から約 5 か月以内に支給決定されている。

さらに、A社は、「申立期間当時、退職する従業員に脱退手当金の説明を行っており、脱退手当金について従業員に代わって当該脱退手当金の裁定庁への請求手続も行っていた。」、「国民年金制度発足（昭和 36 年）前の退職者で再就職の予定が無い人には、脱退手当金を請求するように指導していた。」と回答しているほか、同社から提出された「厚生年金保険給付関係記録簿」及び「厚生年金脱退手当金請求について」と題する文書により、当時、

同社が退職者に脱退手当金の説明を行い、各地の事業所で脱退手当金の代理請求を行っていたことがうかがえることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 7908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月 6 日から平成 3 年 12 月 1 日まで
A社に入社後、社会保険の手続を社長の奥さんにしていただいた記憶がある。この間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしいと思うので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の証言から、時期は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、申立人の申立期間において、事業主が厚生年金保険に加入した記録は無く、国民年金に加入していることが確認できる。

また、事業主は、申立期間当時の厚生年金保険料控除の有無について、「申立期間当時、給与、社会保険事務等は税理士に任せており、保険料控除等については分からない。また、その税理士の名前も覚えていない。当該事業所は申立期間後に倒産し、当時の資料は無い。」と供述していることから、事業主による厚生年金保険料の控除の有無を確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 7910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 38 年頃から A 社 B 営業所に勤務し、39 年に同社 B 営業所が閉鎖するまで勤務していたが、国（厚生労働省）の記録に同社で勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

A 社 B 営業所が閉鎖するまで勤務していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時、A 社 B 営業所において一緒に勤務していたとして名前を挙げた複数の同僚は、「申立人の勤め始めた時期は分からないが、会社が倒産した昭和 38 年 12 月 30 日まで一緒に勤務していた。」と供述していることから、時期は特定できないものの、申立人が同社 B 営業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記同僚は、「B 営業所に勤務していた人の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、A 社は、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると昭和 39 年 4 月 1 日に事業所が廃止されている上、事業主は既に亡くなっており、申立人が同社 B 営業所を退職する際に勤務していた所長及び事務担当者であったと思われる者からは回答は得られなかった。

さらに、A 社が加入していた健康保険組合によれば、「申立人の被保険者記録は確認できない。」と回答している上、同社に係る事業所別被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 31 日から 40 年 8 月 6 日まで
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになるが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 7917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 26 日から 32 年 11 月 21 日まで
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金を受給したことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金は、昭和 33 年 8 月 20 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、退職後、43 年 8 月 1 日まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 15 日から 31 年 11 月 1 日まで
昭和 28 年 3 月 20 日にA社に入社し、平成 11 年 11 月 15 日に退職するまで継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿及び同僚の供述から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が保管する「健康保険・厚生年金・基金加入者簿」の申立人の資格取得日欄には、昭和 31 年 11 月 1 日と記録されている。

また、複数の同僚が、A社は、申立期間頃、経営不振のためいったん適用事業所ではなくなった旨の供述をしているところ、オンライン記録から、同社は、昭和 29 年 8 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、31 年 11 月 1 日に再度適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人と同様に昭和 29 年 8 月 15 日にA社で被保険者資格を喪失し、31 年 11 月 1 日に資格を取得した記録となっている同僚は、「厚生年金保険に加入していない期間は、保険料を控除されていなかったと思う。」としている。

加えて、A社は、申立てどおりの届出を行ったか、給与から申立期間の厚生年金保険料を控除したかについては不明と回答している。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年9月1日から32年12月頃まで
申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、A事業所B工場に勤務していた。一緒に勤務した同僚には被保険者記録があるので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が申立期間に、A事業所B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所B工場は、厚生年金保険の適用事業所ではなくっており、申立人が記憶する当時の事業主の所在も確認できないことから、申立人の厚生年金保険の加入手続や、給与からの保険料控除について確認することができない。

また、申立人が申立期間頃に一緒に入社したと記憶する同僚及び少し後に入社したと記憶する二人の同僚について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、少し後に入社したとする二人の同僚についてはA事業所B工場に昭和30年9月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、一緒に入社したとする同僚については申立期間に当該事業所での被保険者記録が確認できない上、申立期間に被保険者資格を取得している複数の同僚について、その記憶する入社時期と被保険者資格取得時期が一致していないことから、当該事業所における厚生年金保険の加入についての取扱いは、一律ではなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額記録については、訂正する必要は認められない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立人は、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から平成 7 年 7 月 1 日まで
② 平成 8 年 3 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで
③ 平成 12 年 10 月 1 日から 15 年 2 月 1 日まで
④ 平成 15 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①、B社（現在は、C社）に勤務していた申立期間②及びD社に勤務していた申立期間③の標準報酬月額の記録が、実際の給与額より低額となっているので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。また、D社を退職したのは、平成 15 年 2 月末日であったので、資格喪失日を同年 3 月 1 日と訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人は、当該期間は、E共済組合の組合員であったことが確認できる。

申立期間①のうち昭和 38 年 4 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの期間については、E共済組合における共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準報酬月額に相当する仕組みは、60 年の共済年金制度改正により、61 年 4 月に導入された。このため、61 年 3 月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法

律第 105 号) 附則第 9 条の規定により、56 年 4 月から 61 年 3 月まで 5 年間の共済掛金の標準となった俸給額の総額 (一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 97 号) により改正された後の俸給表に置き直した俸給額の総額) を同期間の月数で除して得た額に 61 年 4 月 1 日以前の実在職期間に応じて定められる一定の率に乗じて得た額とすることとされている。

このため、E 共済組合の組合員であった期間について、F 基金が保管する記録を確認したところ、申立人の組合員期間における俸給額の記録から、上記規定に基づき定められた計算方法により算定された標準報酬月額がオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和 61 年 4 月 1 日から平成 7 年 7 月 1 日までの期間については、当該期間の標準報酬月額の取得時報酬決定、定時決定又は随時改定が適法に行われていたか否かが標準報酬月額の記録訂正の判断基準となるが、F 基金が保管する共済標準報酬記録により、当該期間の標準報酬月額の決定が適法に行われていたことが確認できる。

このほか、申立期間①のうち昭和 61 年 4 月 1 日から平成 7 年 7 月 1 日までの期間における標準報酬月額が適法に決定されたものではないことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

- 2 申立期間②の B 社に勤務していた期間のうち、平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 1 月 1 日までの期間については、申立人は、報酬月額及び保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、C 社は、給与額や厚生年金保険の保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保有していないことから、当該期間の報酬月額及び保険料控除について確認することができない。

また、申立期間②のうち平成 10 年 1 月 1 日から 12 年 10 月 1 日までの期間については、C 社は、10 年から 12 年の給与支給状況一覧表を保管しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。当該給与支給状況一覧表では、報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より高額である期間が確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オ

ンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③については、申立人が所持する3か月分の給与明細書のうち2か月については、給与明細書に記載された支給総額は、オンライン記録より大幅に高額であることが確認できるが、当該月については、D社が保有する賃金台帳及び通勤経路認定書により、6か月分の交通費が含まれているためであることが確認できる。

また、前述の賃金台帳において、報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より高額である期間が確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④については、D社が保有する勤務票、賃金台帳、平成15年分給与所得の源泉徴収票及び申立人が事業所に提出した退職願により、申立人の退職日が15年1月31日であることが確認できる上、F基金及びG組合の資格喪失日は同年2月1日であり、オンライン記録と一致している。

また、雇用保険の被保険者記録では、申立人の離職日は平成15年1月31日とされており、オンライン記録と合致する上、同年2月24日に求職者給付の基本手当の受給資格決定がなされていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間④において、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。